

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1804号**

管理職手当等に関する規則の一部を改正する規則

**第1条** 管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
<b>別表第1（第2条関係）</b>			<b>別表第1（第2条関係）</b>		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
人事委員会 の 事務局	(略)		人事委員会 の 事務局	(略)	
<b>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</b>	(略)		<b>高等学校、中等教育学校、特別支援学校、小学校、中学校及び幼稚園</b>	(略)	
備考 (略)			備考 (略)		
<b>別表第2（第3条関係）</b>			<b>別表第2（第3条関係）</b>		
1～3 (略)			1～3 (略)		
4 教育職給料表（三）			4 教育職給料表（三）		
職務の級	区分	管理職手当額	職務の級	区分	管理職手当額
4 級	(略)	53,200円（ <u>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長の職</u> で委員会と協議して定めるものに係る区分にあつては、62,000円）	4 級	(略)	53,200円（ <u>高等学校、中等教育学校、特別支援学校、小学校及び中学校の校長の職</u> で委員会と協議して定めるものに係る区分にあつては、62,000円）
	6 種			6 種	
(略)			(略)		

5～9 (略)  
備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

1～3 (略)

4 教育職給料表 (三)

職務の級	区分	管理職手当額
4 級	(略)	
	6 種	49,800円 (小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長の職で委員会と協議して定めるものに係る区分にあつては、58,000円)
(略)		

5～9 (略)  
備考 (略)

5～9 (略)  
備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

1～3 (略)

4 教育職給料表 (三)

職務の級	区分	管理職手当額
4 級	(略)	
	6 種	49,800円 (高等学校、中等教育学校、特別支援学校、小学校及び中学校の校長の職で委員会と協議して定めるものに係る区分にあつては、58,000円)
(略)		

5～9 (略)  
備考 (略)

第2条 管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	(略)		知事の 事務部 局	本庁	(略)	
		(略)	4 種			(略)	4 種
		行政改革・評価室長				行政改革推進室長	
		(略)				政策評価室長	
(略)		(略)		(略)		(略)	
コロニ ーにい がた白 岩の里	次長 部長 企画相談室長	(略)	5 種	コロニ ーにい がた白 岩の里	次長 部長 企画相談室長	(略)	5 種
		(略)				(略)	
		(略)				新星学 園	園長
(略)		(略)		(略)		(略)	
警察	本部	(略) 警察学校長 組織犯罪対策本部	3 種	警察	本部	(略) 警察学校長	3 種

	長 (略)	
	(略)	
	(略) 少年サポートセン ター長 <u>職質指導警ら隊長</u> (略)	5種
	(略)	
(略)		
備考 (略)		

	(略)	
	(略)	
	(略) 少年サポートセン ター長  (略)	5種
	(略)	
(略)		
備考 (略)		

**附 則**

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。